

鶴ヶ島市産婦人科医院公募審査基準

	項 目	評価の視点
開設者主体の評価	開設の趣旨	鶴ヶ島市に開設しようとする理由は妥当なものであるか。
	経営理念、基本方針	経営理念、基本方針などは、公正・適正であるか。
	運営方針	鶴ヶ島市内の医療機関として、地域の要望を考慮しているか。 地域へ貢献しようという考えを持っているか。
	資金計画	医療施設の建設及び当面の運営にあたり、必要な資金が確実に確保できる状態であるか。 収支計画は、将来にわたって安定的に医院経営を行えるものとなっているか。
事業計画の評価	建物の確保	医療施設整備計画は確実に見込まれるもので、業務執行に支障が生じる恐れはないか。
	診療機能等	診療科目、診療日、診療時間、病床数等は適切か。 質の高い医療サービスの提供に向けて、どのような取組みを行っていくのか。 患者の急変等に対し、協力予定医療機関とどのように連携していくのか。 事故防止、感染症予防、苦情処理等への対策は十分な内容となっているか。 非常災害時における対応をどのように考えているか。
	医療従事者等の処遇	医師、助産師、看護師、医療技術者等の不足が生じない適切な対策が計画されているか。 人材育成のために、どのような取組みを行うのか。 働きやすい職場環境づくりのための取組みはあるのか。
	地域連携	市の母子保健事業、子育て支援事業との連携が考慮されているか。 市の保健、医療、福祉施策への協力する取組みが考慮されているか。 医療、福祉施設及び医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連携が考慮されているか。
その他		特色のある独自の提案があるか。 市行政の意見を医院運営に反映させる仕組みをもっているか。